

株式会社松尾商行 行動計画

社員の働き方を見直し、より子育てに関われるよう支援するため、そして希望するすべての女性社員が継続就業できるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ~ 令和12年3月31日 までの5年間

2. 内容

目標

- ・ 周産期にある社員および、育児など家庭でのケアワークに携わる社員が安心して職場復帰・業務継続ができる環境を整備する。
- ・ 対象者の諸制度利用をサポートする。

3. 対策

- ・ 平成23年2月1日 ~ 出産・復職に関する相談窓口を設置
- ・ 平成23年2月1日 ~ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について対象者に利用を促すとともに、管理職を含む全社員に周知する。
- ・ 平成25年3月21日 ~ 出産後、社員が子供を連れて勤務することを容認し、職場では、該当社員の業務を周囲で分担し、負担の軽減に努める。
- ・ 令和4年4月7日 ~ 社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。
- ・ 令和5年4月1日 ~ 中学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる時短制度を導入する。